

批評・紹介

岩見宏・谷口規矩雄編

明末清初期の研究

城井隆志

本書は京都大學人文科學研究所の「明清時代の國家と社會」研究班の、一九八五年四月から一九八八年三月までの共同研究の成果の報告論文集であり、「政治・社會」「經濟」「學術・思想」の三部に十四編の論文が収められている。

編者の谷口規矩雄氏の「序」には、共同研究の對象が「明末清初期」とされた一因に、明清社會の變革というテーマを考える上で明清交替期の問題が研究の中心になって來るという展望があげられており、本書はこの時期の「變革」を重要な關心として編まれたものと理解される。ただし「明末清初期が中國史上に出來した幾つかの重要な變革期の一つであることは共通の認識であつたにしても、班員各個人が如何なるテーマを建て、この時期のどの側面を明らかにするかは全く個人の自由に任ねられ」「全體を貫く統一した觀點といたつたものは存在しない」というように、各論文の對象、テーマは廣範圍にわたり、「變革」期の實に多様な側面を描きだすが、「變革」の包括的な理解を論じた總論のようなものはない。明末清初を變革期とする見解は、かつて商品生産の展開、地主制の構造變化という社會經濟史研究の中で示され、やがてこの時期の地域社會の支

配層として登場する郷紳論を主要な成果（と同時に主要な課題）として定着したといえるであろう。ただ近年あまり前面には出ないものの、この「變革」をどう理解するかは議論のあるところである。

また社會經濟史研究が主流となる中で、この時代の政治、社會、文化などの分野の研究は壓倒的に手薄であり、かつそれらにあつては、前者によつて措定された明末清初Ⅱ「變革」期を一定の共通理解としながらも、これと各分野における諸事象との關係の解明を必ずしも十分には行なつてこなかつた。あえていえば、そうした分野の研究における「明末清初の社會變動」「十六、七世紀の變革」等々の表現は、この時代に言及する際の枕詞に化している觀がなくもない。その意味で、「共通の認識」とされる「變革」期の理解についての説明が特にされていない點は惜しまれるが、本書が複雑な明末清初期と正面から取り組み、特に政治、社會、思想などの分野が大きな比重を占めていることは、この時代の全體像を考える上できわめて意義深いことのように思われる。

以下、構成順に内容を簡単に紹介し、若干の感想を述べさせていだく。

第一篇「政治・社會」は、次の六編の論文を収めている。

森紀子「新都の楊氏と小説二題——列婦と鄉宦——」は、明末に流布した白話小説が、實話のノベライズといった性格を強く持つていたことに着目し、これに多くあらわれる「列婦」「鄉宦」にまつわる當時の社會意識を探るもの。歸有光、楊慎、李卓吾らの列婦傳執筆の意圖は、單なる列婦顯彰ではなく事件の背後にある賊吏への批判、豪家への警戒にあり、列婦の問題は、この時期にあつて、單

なる婦女のモラルの問題としてでなく、ある社會事象への表象としての意味を擔いつつある。すなわち、董氏の變が當時の人々に「烈婦伸冤」と表現されたように、萬曆の時代に多くみられる女性の死節の稱賛は、これと表裏する現實社會の亂倫性、無法性を告訴する象徴であった。その社會の亂倫性、無法性を醸し出しているのは郷宦であり、その問題は、時代の最大の懸案として、白話小説に登場するとして、列婦を稱賛しこれを取りまく現實を告發した楊慎自身、その一族の「郷宦の横」を白話小説中に取り沙汰されたことを明らかにし、そこに明末社會のポジとネガの關係を見いだせる、とする。列婦を死を以てその貞節を全うしたものと理解すれば、當時の列婦がすべてこうした無法性の被害者とはばかりには言えず、單に夫の死に殉じたものも多い。官吏・郷宦の横を背景にする「烈婦の冤」の問題とは「烈婦」よりその「冤」に比重がかかるのであり、被害者の男女別はさしあたり關係ないのではないか。ただ明末の郷紳への民變には女性をめぐるモラルの退廢への告發に端を發しているものが他にもいくつかあり、その點で本稿は「郷宦の横」に對する民衆の抵抗を經濟的側面のみならず彼らのモラル意識の側面から捉え直す視座を提起したものととして注目される。

岡野昌子「嘉靖十四年の遼東兵變」は、遼東の社會狀況、兵變の原因と經過、明朝中央の對應を検討し、遼東兵變の歴史的品格を論じたもの。嘉靖初期の遼東では、衛所制度が形骸化して、むしろ税糧徵收、徭役科派の單位として機能し、軍事機構としての鎮との二重構造をなし、その下で困窮する兵士集團と軍屯を私的に吸收する「官豪」「勢要」集團とに二極分化した。この狀況下で軍役、田租ともに強化する「改革」を契機に兵變が勃發したが、その性格とし

て、①兵變の主體は餘丁であり、兵士諸層間にある矛盾・軋轢による日常的不満が顕在化したものであったこと、②かなりの数の女眞族が参加しており、東北少數民族の不満を反映していたこと、③反租・反徭役闘争、特に後者の性格が強いこと、が指摘される。②の論據として、直接それを明示するものではなく、ほとんど傍證による推論である點がやや氣になる。多民族混住地域であつてみれば、女眞人が参加者にあつたとしても不思議はないが、問題は参加の意味である。遼東社會での少數民族の不満と漢族兵士の不満の質的差異を明確にしないと、敢えて少數民族の参加を強調する意味が希薄であるように思える。①に關して、王毓銓の「官豪」層主導説を兵士の主體性が認められていないとして退けるが、では「官豪」層は兵變にどう位置づけられるのかは論じられていない。同説の論據とされる霍輅の見解が「勢家」の支配下の兵士の現狀を理解しようとするものではなく、鎮壓する側の論理に立っていたとの主張は首肯できるが、しかしそれは「官豪」層主導説を直接否定するものではないのではないか。

阪倉篤秀「掣籤法と吏部尙書孫丕揚」は、萬曆以後の銓政の一方式である掣籤法の概略を述べ、その施行當時の政治的背景を考察した。萬曆二十二年に吏部尙書孫丕揚によって施行された掣籤法は、府州縣官を対象に、その任地を選入自身が籤びきで決定する方式であり、その目的は、當時官界でなかば恒常化していた人事にまつわる請託を無意味化し、吏部の「公正」を標榜するためであった。しかし、それは吏部の人事裁量権を一部とはいえ放棄するものであり、あえて吏部がこれを実施したのは、萬曆十八年頃からの内閣と吏部の非妥協的な對立という政治狀況の中で尙書に就任した孫

不揚が、吏部の人事の正當性を示し、内閣との關係を有利に進めるためであった、とする。掣籤法は、批判が多いにもかかわらず清朝でも繼承された。とすれば銓政に原理的な「公正さ」の保證、人爲を排した客觀性が要求されたのは、萬曆二十年代の一時期の政治情勢だけで説明できるだろうか。それは施行の契機にはなったにせよ、それ以上に、當該時期の官僚機構運営の上でこのシステムが要求されたということではないか。掣籤法が以後の官僚制度にいかなる影響をもたらしたのかも検討されるべきであろう。本稿は複雑な銓政制度の解明に踏み込んだ野心的なものであるが、それだけに制度の説明にままだと正確さが見られるのが氣になる。例えば掣籤法の適用對象を「府・州・縣の正官および佐官」とするが、七〇頁に引用する『明史』李戴傳では「在外府佐及州縣正佐官、盡用掣籤法」とあつて矛盾するが、説明はない。また論旨には直接かわらないが、五品以下の京官の考察について『明史』選舉志の「以册奏請」を文書による自己申告制と解釋するが、『明會典』卷一三「京官考察」によれば考察の主體は吏部、都察院、各衙門堂上官の合議であつたと考えられる。京官とはいえ、中下級官僚の勤務評定が自己申告であつたとは考えにくいのではなからうか。

松浦章「明朝末期の朝鮮使節の見た北京」は、明朝への朝貢路が、滿洲族の遼東進出のため陸路から海路に變更された過程、その經路を明らかにし、かつ天啓・崇禎の朝貢使節が記録した明末の政治情勢、社會情勢を論じたもの。「兩國の關係を微視的に見る時、複雑な國際關係が微妙に影響した時期がある」とされているが、その影響は朝貢路變更という交通手段の變更の指摘にとどまつており、滿洲族進出による中・朝關係の政治力學的な影響を論じたもの

ではない。また魏忠賢一派の擡頭や、官僚の拜金主義などについての朝鮮使節の觀察を紹介するが、現象そのものは當時の中國側の史料に多くみられるもので、その意味では史料的に特に目新しいものではないようにも思われる（明朝官僚の使節への人參要求などは、朝鮮朝貢に固有の問題として興味深い）。朝鮮が明朝や滿洲族の動靜に強い關心を持っていたことはうかがえるのだが、むしろそうした觀察が朝鮮の中國觀、あるいは對明政策や姿勢になんらかの影響を与えたのかどうかなどについて言及が欲しいように思われた。

吉尾寛「王嘉胤の反亂」は、明末農民反亂がなぜ、陝西から山西に擴大したのかという問題に關する中國學界の通説に對する疑問から、反亂初期の指導者王嘉胤の集團の行動の軌跡を丹念に追ひ、その特徴と位置づけを論じたもの。陝西北部で蜂起した王嘉胤集團は早くから山西の黄河沿い州縣すなわち陝西北部への米粟搬出地方への侵犯を繰り返しており、それは集團を構成する少なからぬ延綏鎮の軍餘・舊「家丁」の搬運經路における食料獲得行動を意味した。

その行動は他の反亂諸集團の同様の行動を誘發し、〈反亂〉は、延安府への米粟搬運經路を供給源に遡る形で陝西から山西に擴大した。王嘉胤對策として官側がとった黄河閉渡策は、陝西北部の民衆生活に深刻な打撃を与え、役割を十分に果たさぬ内に中止された。

王嘉胤らの根據地建設は地域住民諸層の内應を伴い、李自成の「農民政權」樹立への確實な一歩として評價される。總じて「初期・明末華北民衆反亂においては、王嘉胤らの活動以來、陝西北部の反亂集團が、山西より延綏鎮・延安府に至る米粟の搬運を控制して自らの生存を獲得しようとする過程が一貫して存在」し、その背後に在地支配諸層の實質的統治放棄、陝西から山西への全階層の人口流出が

進行した、と結論する。反亂勢力の行動を、華北の廣域的米粟搬運經路との関連で捉えなす意欲的な作品。最近江南あるいは大運河經路での物資流通に關心が寄せられる一方、華北におけるその研究がほとんどない中で、その分野でも貴重な論文である。背景となっている華北の物資流通體系（軍餉、商業など）の解明が、今後進められる必要があろう。

濱島敦俊「明末江南郷紳の具體像——南潯・莊氏について——」

は、萬曆年間の官僚莊元臣の未刊抄本『莊忠甫雜著』（北京圖書館所藏）の概略を紹介し、彼の留守家族への書簡や指示などを分析して、江南の郷紳地主の具體的な經營、生活の諸側面を論じた事例研究。論點は多岐にわたるが、進士登第を契機とする郷居から城居への移行、水田直營が放棄されて主要な収入源が佃租・桑園直營・高利貸し經營であったこと、詭寄・投獻・投靠を受け入れて土地集積する一方それによるトラブル發生を極度に警戒していること、所有地管理の帳簿が二重帳簿となっており、優免規定と詭寄の操作によって税役負擔額がきわめて小さかったこと、一族や家人が官府へ請託することは嚴禁するが、郷紳自身が行なうそれは否定されないことなどが指摘され、基本的に從來の研究が明らかにした江南の郷紳地主像に相即するものであった、とする。紹介された史料は種々の制約のため全容が示されないのが惜しまれるが、生々しく具體性に富み注目すべきものである。評者の個人的な關心から言えば、庶吉士館選の對象が新進士全員でなく應募制だったらしいことや官僚の各官職の捉えかたなど興味深いものであった。近年の郷紳の概念論に關して、社會的・慣習的用語法と法制上の規定との辨別、地域的差異を踏まえた概念形成の必要を指摘しているが、傾聴さるべきで

ある。

第二篇「經濟」は、次の四編の論文を収める。

岩井茂樹「張居正財政の課題と方法」は、張居正による財政再建の諸政策を分析し、その基本方針が税糧の正額確保による中央財政の再建にあったことをあきらかにしたものの。張居正の財政政策として、國家及び宮廷財政支出の抑制、邊鎮の錢糧や屯田への管理強化、驛傳の利用制限や優免特權の擴大制限など種々の既得利權の制限、戸部の財政事務管理の機能強化が論じられるが、これらは財政好轉の直接的な有効策ではなく、「祖宗以來の租税の正額を確保する」ことが張居正の財政再建策の基本方針（理念的立場）であった。その主要な手段は地方機關に對する中央機關（六部）の權限を強化し、地方官に税糧の正額を着實に徵收・輸送させることを具體的目標とするところの考成法であった。また國家の「正賦」と競合する關係にある地方の宿役の削減策、丈量、萬曆會計錄の編纂もこの基本方針の一環として位置づけられる。こうした徹底した中央の立場からの施策は、中央財政の顯著な好轉をもたらしたが、一方、もう一つの課題であった「豪強」の排除、小民との負擔均等化という問題は、中央からの地方締め付け強化策のみでは解決できず、かえって官僚の「姑息の政」と小民の勢豪の特權への待避行為を助長するというジレンマが存在した、と結論する。從來個々の政策は取りあげられながら、必ずしも總括的には論じられていない張居正の財政政策の全體像とその基本理念を、明快な論理で描いた好編である。森論文と併せてみると、財政面に限定されているが、萬曆から康熙にいたるまで中央による地方の管理統制強化という基本路

線を想定することもでき、本書における「明末清初期」のひとつの性格づけともなる。

岩見玄「晚明財政の一考察」は、萬曆期の財政の中で銀がどのような地位を占めていたかを、『萬曆會典』『萬曆會計錄』の諸統計における銀の取扱い方と數量の両面から考察したもの。『會典』の統計記載の特徴として、税の銀納化の進行にも拘わらず現物主義的な表記が色濃く残り、實際の銀額表記を極力控えようとしていること、各種統計に總額が缺如し、特に銀の収入總額はまったく無視されていることがあり、これは『會典』が依據した『會計錄』巻一の總額の數字の記載方式でも同様である。『會計錄』では『會典』にはない歳入・歳出の項目があり、ここでは現物の額や折銀率が省かれ、銀が現物から獨立した存在として扱われており、これは嘉靖以來の財政的激動の中で必要が生じた劃期的なものである。ただしその總額は缺如し、また國家の收支をすべて記載したものではなく、國家の收入全體の掌握、運用という點ではなはだ不徹底なものであった。その原因は現物主義に由來する行政體系が、祖法として遵守されていたためであった。収入の各項目に對する戸部の掌握度に段階差があり、一、〇七九萬兩と試算される國家全體の銀收入總額のうち戸部が直接運営できた太倉銀庫の銀は三五パーセント程度にすぎなかった、とする。また邊鎮經費の占める率の高さを指摘する。著者は『會典』に起運や邊餉などの全國總額が示されない點に「この時代の財政の特徴を示唆するひとつの鍵がひそんでいるようにも思われる」とされているが、ここではそれ以上論じられていない。祖法遵守という一般論以上に本稿で示されるいわば割據型の財政システムと専制支配體制との關係、そこでの戸部の機能、位置

づけなどを論じて欲しいように思われた。なお『萬曆會計錄』は最近中國から北京圖書館古籍珍本叢刊の一書として影印出版され、容易に見ることが出来るようになった。今後のこの時期の財政研究の進展が期待される。

谷口規矩雄「明代華北における一條鞭法の展開」は、山東を中心に華北各地の徭役面での一條鞭法が丁銀・地銀制として成立展開する過程を整理し、その基本パターンを論じたもの。華北の大半の地域では嘉靖半ばより萬曆期にかけて均徭の賦課方式として丁銀・門銀制が實施された。徭役にかかる負擔は土地に賦課しないという華北の傳統的通念を破って、山東の嘉靖四十二年の「照地編差」の法をはじめかなり廣範な地域で均徭の一部を土地に賦課する措置がとられた。それは農民の徭役負擔を輕減し、有名無實化した戸等制を廢して負擔を公平化するためであった。反對論も多い中でこの方式を農民にとってより適合的とする流れの中で萬曆二年に華北における最初の最も基本的な一條鞭法である東阿知縣白棟のそれⅡ丁銀・地銀制が成立し、萬曆十年以後華北各地に普及した。その基本的課税方式は、「税糧・徭役の銀納化を前提として、それら兩面における税目の可能な限りの一條化であり、その一條化された税銀を一定の割合で人丁と土地に均等に課税する」というもので、これによって、農民は徭役の實勞働から基本的に解放されたが、なんらかの實役が残存した地域も多く、これの改善策が次の課題となった、とする。白棟の改革が張居正、山東巡撫の支持を得ていたとの指摘が興味深い。李世達の辯護の疏中、改革前、正税を上回る徭役負擔が小農民にかかり、その結果「錢糧之に因って逋欠し」とある點は、岩井論文の指摘と重なるものである。谷口氏は基本的に嘉靖末からの

山東の地銀制への流れの中に白楸の改革を位置づけられ、それはそれで非常に説得的ではあるが、徭役、税糧の一條化が一舉に實施された點になお「唐突」の感が残る。この改革が中央の張居正の政策とどういう關係にあったかの解明がまたれる。

森正夫「清初の「蘇松浮糧」に關する諸動向」は、康熙年間に盛行した蘇松二府の過重な錢糧負擔額と浮糧の削減を求める諸活動を追ひ、その一連の議論の概略と特徴を論じたもの。康熙五年以來、江蘇省行政當局、中央の言官、蘇松地方の民間人による浮糧削減要求の活動が展開したが、この背後には、中央の財政政策への抵抗としての性格を持つ民間の世論が存在した。要求は康熙年間には實現せず、雍正二年に戸部官僚の提言によりようやく實現したが、これは國家の主要な収入源の維持を前提として、恒常的未納額分を減額するという、あくまで中央財政的觀點を堅持した上での削減であった。この間の浮糧削減の議論の特徴として、浮糧の起源は明初の江南の抵抗に對する朱元璋の報復とされるが、歴史的經緯の認識が進展する中で、報復を強調する評價は次第に相對化されること、削減方式の提言にはより合理的な徴收額を摸索する軌跡がみられること、そもそも錢糧額が負擔能力を越えていることとともに問題の深刻化の背後に清朝中央の完納の追求の過酷さが一貫して強調されること、などが挙げられ、特に最後の點が重視され、江南奏銷案の再検討の必要が指摘される。蘇松の世論、江蘇省行政當局、中央財政當局それぞれの立場と主張が明確に描かれ、その中にあって、土地所有の現場、生産の現場に立脚してあるべき錢糧の額を提言する顧炎武の議論の獨自性の意義が強調されるが、顧炎武の提言が「江蘇省當局からすれば、現實に清朝中央に浮糧削減を認めさせる上で

の官僚から見たリアリティを缺如していた」との指摘は、地域社會の「現實」と官僚政治の「現實」の斷層を鋭く突くものである。地域（江南）の「現實」性に目を据えれば、あるべき水準を越えた浮糧の完徴という「非現實」性の上に成り立つ清朝國家の「虛構」性があらわにされることになり、顧炎武の封建論や「天下と國の分離」との關連も想起される。

第三篇「學術・思想」は次の四編からなる。

井上進「張氏顧亭林先生年譜補正」は、顧炎武の年譜として定本的存在である張穆の「顧亭林先生年譜」を底本にして、各書に散在するその後の論者の補缺、訂誤を集大成し、さらに著者の知見を加えたもの。詳細な注、すなわち補正の箇所は一六三條にのぼる。今後の顧炎武研究に必ず参照されるべきものであらう。評者はこうした補正の體例には暗いのではあるが、あえていえば、張譜原文は漢文で、著者による補の部分は讀み下し文體でと、それぞれが區分されているが、原文の記事の移動や他書の記事による補正の場合は、もとの文と移動された部分とが特に區別されず、注によってそのことが示されている。注を見れば済むこととはいえ、該當箇所がいささかわかりにくい。原文と補正との區別を明確にする上で、何か工夫があつてもよかつたのではないかと思われた。なお、注の多くは記事の考證を主とするが、康熙四年の田產設置に關連して顧炎武の經濟生活に言及するなどの考察もある。康熙八年の逆詩案に關連して、清朝が一方でしばしば文字獄を起こし、一方で大半の案件についてはある程度のところで事態を收拾させる政策をとっていたのではないかとの指摘は、清朝初期の知識人對策を考える上で重要と思

われる。

夫馬進「陳應芳『敬止集』」に見える「郡縣論」は、萬曆年間の黃淮合流によって深刻な治水問題を抱えた泰州出身の官僚陳應芳の州縣論を分析し、これとの比較で顧炎武の「郡縣論」の評価を論じたもので、從來議論のある中國の集權的性格の問題を、明末以後顯著な分權化傾向の現實可能性という視點から論じた問題提起である。淮南の水害對策をめぐって、大運河の維持を優先する國家と流域諸州縣、上流下流の被災地同士、淮南の鄰接州縣間での稅糧の蠲免をめぐる負擔の不均等など様々なレベルでの矛盾が現われる中で、陳應芳は泰州が特に被っている差別の不當性を訴え、あるべき地方行政を論じた。彼はまず州縣官が何よりもその州縣のために盡力することを主張するが、淮南の自然環境の中で、一州縣を單位とする立場では何の解決にもならないとする。そこで國家と民の關係から考察され、漕運、堤防など國家の公共事業を否定しないが、その利害のみを一方的に重視する現狀に對し、地方そのものの水利農政のために、州縣の主張を認めかつ州縣を越えてその利害對立を斷固調停する廣域的な專任官の必要を主張した。顧炎武は陳の議論を含め河工水利をめぐる各地の對立紛争を知っていたにも関わらず、

各州縣單位の行政を主張し、その紛争解決へのなんらかの方策を示してはいない、として、州縣レベルでの分權論の現實可能性に疑問を投げかけ、彼の議論のアンバランスに、「地方の力が伸張するにもかかわらず、中央の強權を根底からは否定しきれない」という明末の時代性をみる。陳應芳の議論については諸矛盾の具體的な様相に裏附けられ説得的であるが、彼が直面した中央と地方の「公共性」の對立と、顧炎武が解決策を提示しないとする州縣間の紛争と

では、矛盾の性格が異なるのではなからうか。中央と地方、廣域地域間、近接州縣間など各レベルでの矛盾のありように即して檢證されるべきであらう。氏は州縣單位に自治の強い權限を與えた場合「對立はさらに増大しないであらうか」と疑念を述べるが、顧炎武の州縣自治論とは、上級權力を必要としない地域間の相互調整による紛争處理まで含んだ自治の主張、そうした（江南社會の）自治能力の自負の表明との解釋も可能ではなからうか。

小野和子「『留書』の思想」は、近年發見された黃宗羲の著作『留書』五篇のうち「朋黨」を除く「文質」「封建」「衛所」「史」の四篇について分析し、その民族主義と歴史意識の特質を論じたものの。『留書』では全體として華夷の別が問題とされるが、その根底には、自然の勢いにまかせれば歴史は文明から素朴（野蠻）へと逆行し、それゆえ文明の維持には人間の主體的自覺が要請されるという歴史觀、文明觀があつた。華夷の區別もかかる文明を持ちえたか否かであるが、そこでは種族の違いは問題にならず、夷狄にも文明の可能性を否定しない。その點で彼の民族主義には偏狹な種族主義を越えた文明主義の立場がみられる。封建論はもっぱら夷狄に對する漢民族の防衛という立場から論じられ、中央に對する地方の政治的・軍事的・經濟的獨立性の強化が主張された。また文明の中華と野蠻の夷狄との辨別こそが歴史家の重大な任務であり、歴史は文明ある中華の立場から書かれるべきものとされた、とする。明の遺民に共通する封建論の根底には、程度の差こそあれ、こうした民族主義があり、また清朝考證學はその出發點にこうした文明の認識をもち、民族のアイデンティティを回復する積極的な學問であつたという指摘は重要であらう。ただ、黃宗羲の華夷意識が「種族主義を越

えた文明主義」からなるとすれば、『留書』や『明夷待訪録』の策の實現が期待された「後人」「明主」とは中國の文明を持ち得たか否かのみが問題であり、従つて漢民族王朝に限定される必要はないとの論理展開も可能ではないか。また『留書』執筆時の「留」の姿勢から康熙十二年の「棄」への變化の理由として、清朝の彈壓の危険を擧げられている。この點に關して、本稿では留保されているのだが黃宗羲自身の思想の變遷についてぜひ論じて欲しいように思われた。彼個人のみならず士大夫層全體にとつての明清交替の意味とも關わると思われるのである。

三浦秀一『思辨錄輯要』における内聖外王の學』は、『明末清初における江南士大夫の思想の一斑を示す』書として、崇禎から清初にかけて講學活動を主催した陸世儀の『思辨錄輯要』の思想を検討したもの。まず、陸世儀の「性學」の變遷をたどり、彼が既成の朱子學的な性善説、價值觀への批判を根底に持ち、独自の性善説を確立したとし、その「内聖の學」として、至善無惡ではない「氣質の性」論及びこれに基づく人格的向上のための實踐である「盡性」が検討され、陸世儀においては、人間の然るべきあり方とは後天的な學習による自己の本性の擴充であり、自然現象や歴史事象あるいは社會事象への省察が強調され、ここに經世濟民の「外王の學」が要請されたとする。「外王の學」としては封建論、井田論、學校論が論じられ、最後に同書は張伯行、四庫提要の評價を経て「明末清初という時代社會と格闘の痕跡が默殺されたまま、『篤實』なる書物として公認されてしまふ」と結論する。封建論について、その眼目は州縣長官の大幅な權限強化による「一種の地方自治」であつたとするが、その場合「縉紳滿邑、謀議左多」というような地域社會

有力者層を排除するような議論は、「自治」とどう關わるのだろうか。經世學の論理構造の掘り下げた分析、また當時の全體的な思想狀況、特に經世學の同様の議論の中でこの書の占める位置を示して欲しい。彼が「格闘」したというその時代性は、たとえば「明朝崩壊という大きな事件を経て」といった一般的な時代背景として述べられるだけでなく、明清交替という事態が彼にとって何を意味したのか、彼の思想形成の過程、思想の内容がどう關わり、どう「格闘」したのか、評者には讀み取れなかった。

以上のつたない要約で豊かな内容を十分に紹介し得ないことを恐れるが、本書では明末清初期の多様な様相が論じられ、問題の複雑さとともに隨所にみられる斬新な指摘、見解から教えられるところが多かった。全體的なことで一點だけ欲を言わせてもらえば、扱われている問題が多岐にわたり、その「變革」の評價や方法も、特に統一された見解に立つものでないとされるだけに、論じられる諸問題が、總體としての明末清初の「變革」理解にどう位置づけられるかという點がややわかりにくい。また個々の論文は各執筆者の個人的關心に基づき、對象も多様であるとはいえ、相互に關連する共通の問題も少なくない。複数の論文がそれぞれの文脈の中で、國家（中央）と地方との關係を、それも重點的に論じていることは、本書のひとつの特色となろう。それだけに、最初にも述べたことだが、共同研究という場での成果として、そこで検討された問題點の整理や全體像の展望（統一見解が否かはともかく）など、今後の「明末清初の變革」を研究する上での指針になるような總論的なものが欲しいように思われるのである。

以上、廣い分野にわたる論文をそれぞれの確に論評することは、守備範圍の狭い評者の能力の到底なし得ぬところであり、いきおい揚げ足取り的な論評に筆が走った。誤解、曲解、見當はずれの箇所も多々あらうかと思われる。御叱正いただければ幸いである。京都大學人文科學研究所の「明清研究班」は本書の刊行を以て活動を終了するという。永年にわたって多くの貴重な成果を生んだ「明清研究班」の活動に改めて敬意を表するとともに、傳統ある共同研究の場が再開される日の近からんことを祈る次第である。

一九八九年三月 京都 京都大學人文科學研究所

A 五判 五八二頁

松本英紀譯註

宋教仁の日記

竹内弘行

『論語』微子篇に、周公の言葉として「備わりたるを一人に求むる無かれ」（また『尙書』君陳篇にもみえる）というのがある。これが『論語』に收められるにあたっては、恐らく孔子も口にしたことがあったからかもしれない。私が、松本英紀氏の『宋教仁の日記』を手にしてまず頭に浮かんしたのは、この『論語』の言葉であった。もちろん、それは、本書が不備だということではない。現代日本の中國史學者の仕事としては恐らく最上の仕上りをしていて、周公や孔子の言葉にも時には例外があるのではないか、と思ったからである。それに、本書『宋教仁の日記』は、譯文、譯註、解題とも、優れた内容となっている。

これは、私だけの判断ではない。さきに話題となった『知の帝國主義——オリエンタリズムと中國像——』（一九八八年、平凡社刊）の譯者・佐藤愼一氏は本書の出版直後に、すでに次のような見解を公表されている。

「本書は單なる翻譯書ではない。日記に現れる人物や事件・組織について詳細な譯注が施され、その總計は九二三項目、一五〇ページに及ぶ。そして、この譯注の價値は極めて高い。例えば、日記には五〇〇人を越える中國人と日本人が登場するが、彼らの多くは傳記もない無名の人物であり、譯注の助けを借り